**保守運営業務委託契約書**

**（株式会社◯◯◯）**

**（株式会社●●●●）**

**業務委託契約書**

株式会社◯◯◯（以下「甲」といいます。）と株式会社●●●●（以下「乙」といいます。）とは、乙が甲に対して委託する業務（以下「委託業務」といいます。）に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」といいます。）を締結します。

**第 １ 条（目的）**

本契約は、甲が乙へ納入した別紙「契約要綱」１に定める対象システム（以下「本件システム」という。）に対して、甲が第２条に定める保守運営を行うことを目的とする。

**第 ２ 条（委託業務の内容）**

１．甲及び乙は、本条に定めるとおり、乙が甲に委託する業務内容及びその委託条件を別紙「契約要綱」にて決定するものとします。

２．本契約に基づき、甲が乙に提供する保守運営の範囲は本件システムに対する以下の事項の業務とします。

1. 本件システムの維持・保全
2. 本件システムに係るドキュメントの維持管理
3. 本件システムにおいて発生した問題に関する対応と分析
4. 本件システムの運用バリエーションについての提案・説明
5. 本件システムに係る運用上・技術上の問い合わせに対する技術支援
6. その他、甲乙間において必要と認める業務

３．委託料には、甲が委託業務を実施するために要する費用（交通費、資料作成費、外注費等）は含まないものとします。なお、乙の特別な用命により委託料に含むことが適当でない費用（以下「特別費用」といいます。）が発生する場合、甲が予め特別費用に関する見積書を乙へ提出し、乙が承認したものに限り、甲は特別費用の支払いを別途乙に対して請求することができるものとします。

**第 ３ 条（委託業務の範囲外）**

甲は、次の事項の一に該当する事実があった場合、保守運営の責めは負わないものとします。

①　甲の承諾なく本件システムの変更、修正、修復が行われた場合

②　乙が甲の提供したものではないソフトウェアと一緒に本件システムを甲の承諾なく使用した場合

**第 ４ 条（委託業務遂行上の責任）**

１．本契約上の甲の責任は、本件システムの保守運営を履行することをもって全てとし、データの復旧責任、乙の運用上のトラブルによって発生した乙の損害の賠償背金は負わないものとします。

２．甲の責めによるものでなく、乙のファイルデータ、プログラムが失われた場合、甲は復旧責任を負わないものします。ただし、甲の責めにより乙のファイルデータ、プログラムが失われた場合、もしくは破壊された場合、その復旧は甲乙協力してバックアップファイルを用いて復旧可能な範囲まで行うこととします。

**第 ５ 条（業務従事者）**

１．委託業務に従事する甲の従業員（以下「業務従事者」といいます。）の選定は、甲がこれを行うものとします。

２．甲は、労働法規その他関係法令に基づき業務従事者に対する雇用主としての一切の責任を負うものとし、業務従事者に対する委託業務遂行に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行うものとします。

３．甲は、委託業務遂行上、業務従事者が乙の事務所等に立ち入る場合、乙の防犯、情報管理、秩序維持等に関する諸規則を当該業務従事者に遵守させるものとします。

４．乙は、甲の業務従事者が委託業務を遂行するにあたり不適格と判断する場合は、甲に対し当該業務従事者の変更を求めることができるものとし、また変更すべき適当な業務従事者が不在の場合は、乙は当該業務従事者分につき、契約の一部を解除することができるものとします。

**第 ６ 条（委託料・支払条件）**

１．甲は、別紙「契約要綱」２にて定めた委託料、特別費用及び第２条２項によって別途締結した委託業務に関する委託料に消費税及び地方消費税を加えた金額（以下「請求金額」といいます）を、毎月末日に締め乙に請求するものとします。乙は甲からの請求に誤りがないことを確認し、請求書発行月の翌月末日（銀行休業日の場合は前営業日。）までに、別途甲の指定する銀行口座に請求金額を振り込んで支払うものとします（振込手数料は乙の負担）。

２．本契約が解約、解除その他の理由により締日の中途で終了した場合においても、当該月の契約金額等は一切減額されないものとし、乙は未払いの契約金額等がある場合、すみやかに未払いの契約金額等を甲に支払うものとします。

**第 ７ 条（委託業務内容等の変更）**

１．乙は、いつでも委託業務内容等の変更の申し入れを行うことができるものとします。

２．乙から委託業務内容等の変更の申し入れがあった場合、甲及び乙は、当該申し入れがあった日から原則として10営業日以内に変更の可否、変更する場合はその内容につき協議を開始するものとします。

３．前項に基づく協議の結果、変更の内容が、委託業務の対価等、本契約に定める契約条件に影響を及ぼすものであると甲乙間で合意した場合には、変更契約書を締結して契約内容を変更するものとします。なお、変更の内容が、本契約の契約条件に対する影響度合いが軽微であると甲乙間で合意した場合には、変更契約書を締結することなく委託業務内容等の変更を行うことができるものとします。甲および乙は、この場合も、当該変更内容およびその合意が甲乙間であった旨を記録に残さなければならないものとします。

**第 ８ 条（再委託）**

甲は、本契約に基づき受託した委託業務の全部又は一部の作業を、書面による乙の事前の承諾を得たうえで、甲の責任において第三者に再委託できるものとします。この場合、甲は、当該再委託先の委託業務の履行につき、乙に対し連帯して責任を負い、再委託先に本契約に定める義務違反があれば甲の義務違反とみなし、甲が一切の責任を負うものとします。

**第 ９ 条（資料等の提供及び返還）**

１．甲から乙に対し、委託業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、協議の上、乙は甲に対し、無償でこれらの提供を行うものとします。

２．委託業務遂行上、乙の事務所等で甲が作業を実施する必要がある場合、乙は当該作業実施場所（当該作業実施場所における必要な機器、設備等作業環境を含みます。）を無償で甲に提供するものとします。

３．乙が前２項により甲に提供する資料又は作業実施場所につき、内容等の誤り又は乙の提供遅延によって生じた甲の委託業務の履行遅滞については、甲は当該履行遅滞の責を免れるものとします。

４．乙から提供を受けた資料等（次条第１項による複製物及び改変物を含みます。）が委託業務遂行上不要となった場合は、甲は遅滞なくこれらを乙に返還又は乙の指示に従った廃棄・削除等の処理を行うものとします。

**第１０条（資料等の管理）**

１．甲は、乙から提供された委託業務に関する資料等を、委託業務遂行上必要な範囲内で複製又は改変できるものとします。

２．甲は乙から提供された委託業務に関する資料等（前項に従い複製又は改変したものを含みます。）を、善良なる管理者の注意をもって管理、保管し、かつ委託業務以外の用途に使用してはならないものとします。

**第１１条（秘密保持義務）**

甲及び乙は、相手方の書面による承諾なく、本契約に関連して相手方から開示された相手方固有の技術上、販売上その他業務上の秘密（以下「秘密情報」とします。）を第三者に開示・漏えいしてはならないものとし、かつ秘密情報を本契約の目的のためにのみ使用するものとします。また甲及び乙は、秘密情報を善良なる管理者における注意をもって管理し、本契約終了後も3年間は第三者に対して開示、漏洩しないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除くものとします。

（１）開示の時点で既に公知のもの、又は開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの

（２）乙又は甲が開示を行った時点で既に相手方が保有しているもの

（３）第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの

（４）相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの

**第１２条（個人情報の取扱い）**

１．甲及び乙は、相手方の有する個人情報（特定の個人を識別できる情報をいいます。以下同じ。）を委託業務の遂行上取り扱う場合があることを了承し、当該個人情報を本条に従って厳重に管理するものとします。

２．甲及び乙は、個人情報の取扱の委託を受けた場合、当該個人情報が漏洩しないよう厳重に管理し、そのために必要な措置を講ずるものとし、また当該個人情報を第三者に提供してはならないものとします。

３．甲及び乙は、相手方より提供された個人情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、複製、改変が必要な場合は、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとします。

４．甲及び乙は、個人情報の取扱を再委託してはならないものとします。但し、再委託につき、相手方の事前の承諾を得た場合はこの限りではありません。

５．個人情報の委託、返却等授受については、第11条第5項を準用します。

６．個人情報保護に関するその他の取扱について、甲及び乙は、個人情報保護に関する法律の趣旨にのっとって、個人情報保護対策を講じるものとします。

**第１３条（中途解約）**

乙は、本契約を中途解約できないものとします。但し、乙が契約残存期間における委託料の全額を支払う場合又は甲乙協議の上合意解約する場合はこの限りではありません。

**第１４条（契約の解除）**

１．甲は、乙が次の各号のいずれかにでも該当したときは、何らの通知、催告を要さず直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとします。またこの場合、乙は直ちに期限の利益を喪失し、甲に対する全ての債務を直ちに一括弁済するものとします。

（１）手形又は小切手が不渡りとなったとき

（２）差押え、仮差押え又は競売の申し立てがあったとき、もしくは租税滞納処分を受けたとき

（３）破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申し立てがあったとき又は手続の開始があったとき

（４）解散もしくは事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡したとき

（５）その他、上記と同等の経済状態にあると認められるとき

２．乙は、甲が本項第1号乃至第7号のいずれかに該当する場合は、何らの通知、催告を要さずに、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。また、この場合、甲は、直ちに期限の利益を喪失し、乙に対する全ての債務を直ちに一括弁済するものとします。

（１）正当な理由なくして委託業務の実施を放棄し、又は委託業務の実施を休止したとき

（２）手形又は小切手が不渡りとなったとき

（３）差押、仮差押又は競売の申し立てがあったとき、もしくは租税滞納処分を受けたとき

（４）破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申し立てがあったとき又は手続の開始があったとき

（５）解散もしくは事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡したとき

（６）その他、上記と同等の経済状態にあると認められるとき

**第１５条（反社会的勢力の排除）**

１．本契約において反社会的勢力とは、次の各号の一に該当する者をいいます。

（１）暴力団、暴力団関係者、暴力団関係企業及び暴力団関係団体

（２）総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団

（３）その他社会の秩序・市民の安全などを害する行為を行う個人又は法人

２．甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を表明し保証するものとします。

（１）自らが、反社会的勢力ではないこと。

（２）自らの役員（取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。）又は従業員等（以下「役職員等」と総称します。）が反社会的勢力ではないこと。

（３）自ら又はその役職員等が反社会的勢力との間で資金又は役務提供等何らかの取引をしていないこと、及び反社会的勢力と交友関係にないこと。

３．自ら又はその役職員等が自ら又は第三者を利用して、相手方又は相手方の従業員に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の脅迫的言辞、暴力的行為、詐欺的手法等を用いた不当な要求行為、業務の妨害、又は信用の毀損をする行為等を行わないものとします。

４．甲及び乙は、相手方が第1項の規定に該当し、又は第2項もしくは第3項の規定に違反した場合、何らの催告も要せず本契約を解除することができるものとします。

５．甲及び乙は、相手方又は本契約締結に関する相手方の代理人又は本契約を締結を媒介した者が反社会的勢力であることが判明したときには、催告を要せず相手方に書面で通知することにより直ちに本契約の全部又は一部を将来に向かって解除することができるものとします。

６．甲及び乙は、相手方が本契約に関連して締結した契約（以下「関連契約」という。）の当事者又は関連契約の締結に関する関連契約の当事者の代理人もしくは関連契約の締結を媒介した者が反社会的勢力であることが判明した場合には、相手方に対し、当該関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができるものとします。

７．前項に基づいて必要な措置を講ずるよう求めたにもかかわらず、相手方が正当な理由なくこれを拒否した場合、本契約の当事者は催告を要せず相手方に書面で通知することにより直ちに本契約の全部又は一部を将来に向かって解除することができるものとします。

８．本条に基づき本契約を解除した当事者は、当該解除により相手方に生じた損害の賠償責任を負わないものとします。

**第１６条（損害賠償）**

甲及び乙は、本契約に違反して相手方に損害を与えた場合、契約の解除の有無にかかわらず、相手方の責に帰すべき事由により直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、直近１年間に実際に甲に支払われた契約金額総額を限度額として、相手方に対して損害の賠償を請求することができるものとします。

**第１７条（譲渡禁止）**

甲及び乙は、本契約に基づく権利義務の一部又は全部を、相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に譲渡できないものとします。

**第１８条（有効期間）**

* 1. 本契約は、本件システムが稼働した日から１年間とします。但し、当該期間の満了日の1ヶ月前までに、いずれの当事者からも契約内容変更又は契約終了の意思表示がない場合は、本契約は更に●年間、同一条件をもって自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。
  2. 第11条、第12条、及び第15条乃至第20条は、本契約の期間満了又は解除後も有効に存続するものとします。

**第１９条（完全合意）**

本契約は、締結日現在における甲乙間の委託業務に関する合意を規定したものであり、本契約締結以前に甲乙間でなされた協議内容、合意事項あるいは一方当事者から相手方に提供された各種資料、申し入れ等と本契約の内容とが相違する場合は、本契約が優先するものとします。

**第２０条（専属的合意管轄）**

　本契約に関する両当事者間の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決するものとします。

**第２１条（誠実協議）**

甲及び乙は、委託業務は、両当事者の共同作業を通じて初めて達成されるものであることを認識し、相互に本契約で定める役割分担に従い、それぞれの分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施についても誠意をもって協力するものとします。本契約に定めのない事項については、その都度乙と甲が誠意をもって協議し円満に解決するものとします。

以上のとおり契約した証として本契約書2通を作成し、甲乙共に記名押印のうえ、各々1通を保有するものとします。

年　　　月　　　日

甲：

乙：

（別紙）

**契約要綱**

１．対象システム

２．契約金額

３．作業時間

４．特約事項